

木津川市事業用車両 原油価格高騰対策支援金

申請の手引き

木津川市マチオモイ部観光商工課

1 目的

原油価格高騰の影響を直接的に受ける事業者の負担を軽減し、経営の継続を支援することを目的に、事業の用に供する車両の数に応じて定額の支援金を交付します。

2 交付額

普通自動車 11,000 円/両

軽自動車 3,000 円/両

※最大 50,000 円/事業者

3 交付対象事業者

次の要件を全て満たす中小企業等及び個人事業主。

①	市内に本店又は事業所を設置している中小事業者（別表1） 又は 市に住民票がある個人事業主 ※令和4年9月1日現在
②	事業の用に供する車両を市内で使用していること
③	次の事業を営んでいないこと (農業・林業・漁業・障害福祉サービス事業 障がい児通所支援事業・福祉有償運送事業 介護又は介護予防サービスを提供している事業)
④	次のいずれにも該当しないこと ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者 ・宗教上の組織又は団体 ・政治団体 ・木津川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団関係者」という。）と認められる者 ・暴力団関係者が経営に事実上参画している者

(別表1) 中総事業等の範囲

原則として中小企業基本法の中小事業者とします。

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法人」という。）は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金又は常時使用する従業員の数（※1）のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しない場合は大企業（交付対象外）です。

会社法人以外の法人（※2）及び個人事業主は、下表の主たる事業に応じて、常時使用する従業員数の要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ大企業（交付対象外）です。

主たる事業の業種	中小企業の要件 (以下のいずれかを満たすもの)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
小売業（飲食業含）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※1 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試験期間中の者を除いた従業員をいいます。

※2 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同商組合 等

4 交付要件

- ・ 令和4年9月1日現在、車両を事業に使用していること（別表2）
- ・ 京都府の原油価格高騰対策支援金（別紙3）の対象車両でないこと

（別表2）

自動車検査証記載内容	交付対象	交付対象外
自動車登録番号 又は車両番号	京都	京都以外
登録年月日/交付年月日	令和4年9月1日以前	令和4年9月2日以降
用途	乗用・貨物	乗合
自家用・事業用の別	自家用	事業用
使用者の氏名又は名称	個人事業主・法人	法人代表者、役員、 個人事業主の親族 他
使用者の住所	木津川市	木津川市以外
使用の本拠の位置	木津川市 （***の場合、使用者の住所 が木津川市であること）	木津川市外

（別紙3）

支援金名	対象事業
京都府タクシー事業者原油価格高騰対策支援金 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/genyushien.html#taxi	一般乗用旅客自動車運送事業
京都府トラック協会原油価格高騰対策支援金 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/genyushien.html#truck	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業
京都府バス協会原油価格高騰対策支援金 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/genyushien.html#bus https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/genyushien.html#ryokyaku	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業
京都府軽貨物運送事業者原油価格高騰対策支援金 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/genyushien.html#kamotsu	軽貨物自動車運送事業

5 誓約・同意事項

木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金の公布を申請するにあたり下記の全てに対して誓約・同意していただきます（申請書面にて必ず確認下さい。）。

- 交付対象者の要件を全て満たすこと
- 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容に虚偽がないこと
- 不正受給が判明した場合は、規定に従い給付金を返還すること
- 木津川市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、応じること
- 木津川市が必要に応じて税務情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関等に求めることに同意すること
- 木津川市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること
- 木津川市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請兼請求書及び提出書類に掲載された情報を提供されることに同意すること
- 木津川市に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請兼請求書及び提出書類に掲載された情報を提供されることに同意すること

6 申請期限・方法

(1) 申請期限

令和4年11月30日（水）

(2) 申請方法

WEB申請、郵送申請、窓口提出による申請となります。

WEB申請の場合

市ホームページ又は下記QRコードから申請書および添付書類等を貼付することで申請してください。

木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金	検索
----------------------	----



QRコード：



郵送申請、窓口提出の場合

申請書および添付書類等を下記宛先へ郵送又は提出してください。郵送は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で行ってください。

(宛先) 〒619-0286

木津川市木津南垣外110-9

木津川市観光商工課ビジネス推進係

事業用車両給付金担当

※11月30日(火)消印有効

※封筒には差出人の住所・氏名をご記入ください。

7 申請書及び添付書類

申請には、次の書類を準備いただく必要があります。

- ◇ 事業用車両原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ◇ 事業用車両原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求に係る誓約・同意書（別記様式第2号）
- ◇ 市内に住所又は事業所を有することがわかる書類の写し
 （
 法人：履歴事項全部証明書 など
 個人：住民票、免許証 など
 ）
- ◇ 事業を実施していることがわかる書類の写し（確定申告書、市民税申告書、営業許可証、開業届 など）
- ◇ 事業で使用している車両の車検証（写）
- ◇ 受取口座がわかる書類等の写し（通帳、キャッシュカード など）

申請書類記載例（申請書：表）

別記様式第1号（第6条関係）

令和4年●月●●日

木津川市長 宛て

申請者 〒619-●●●●
 住 所 木津川市●●●●11-22
 事業者名（屋号） ●●●●●●株式会社
 代表者役職・氏名 ●● ▲▲▲▲ (印)

事業用車両原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金交付要綱第6条を添えて、
 下記のとおり申請及び請求します。

署名又は記名押印

記

1 交付を受けようとする事業者の基礎情報（※）は中小企業等のみ記入してください。

①住所又は事業所の所在地 ※申請者住所と同じ場合は、記載不要。	木津川市
②業種 ※いずれかに○をしてください。	小売業（飲食業含）・サービス業 卸売業・その他（ ）
③資本金（※）	10,000,000 円
④従業員数 ※あらかじめ解雇の予告を必要とする者数	10 人
⑤担当者役職・氏名	■ ■ ▲ ▲ ▲
⑥連絡先（電話番号）	● ● ● - ▲ ▲ ▲ ▲ - ■ ■ ■ ■

2 申請兼請求額

①申請兼請求額の 計算	普通自動車（A）	3 両 × 11,000 円 = 33,000 円
	軽自動車（B）	1 両 × 3,000 円 = 3,000 円
②申請兼請求額（A）+（B）		36,000 円（※最大50,000円）

裏面の「3 申請車両の明細」
 に記載した車両の数を記載

申請書類記載例（申請書：裏）

3 申請車両の明細

登録番号（ナンバー）	自動車の区分
京都●●●あ●●●●●	普通・軽
京都■●■い■●■●■	普通・軽
京都▲▲▲う▲▲▲▲▲	普通・軽
京都★●★え●●●●●	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽

登録番号（ナンバー）	自動車の区分
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽
	普通・軽

※自動車の区分はいずれかに○をしてください。

4 受取口座

受取口座の情報を下欄に記載し、その内容が確認できるもの（通帳の写し等）を添付してください。

金融機関名				支店名			種別	口座番号							(フリガナ) 口座名義	
番号	1	1	1	番号	9	9		9	1	2	3	4	5	6	7	
●●銀行				▲▲支店			1 普通 2 当座	1	2	3	4	5	6	7	●●●●●(カ)	
															●●●●●株式会社	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。

なお、ゆうちょ銀行の口座番号が分からない場合は口座名義を記入の上、「記号・番号」を下記にご記入ください。

記号		番号	
----	--	----	--

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

5 添付書類確認

<input checked="" type="checkbox"/>	誓約・同意書（別記様式第2号）
<input checked="" type="checkbox"/>	市内に住所又は事業所を有することがわかる書類の写し （法人：履歴事項全部証明書 など・個人：住民票、免許証 など）
<input checked="" type="checkbox"/>	事業を実施していることがわかる書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届 など）
<input checked="" type="checkbox"/>	事業の用に供している自動車の自動車検査証の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	受取口座がわかる書類等の写し（通帳、キャッシュカード など）

申請書類記載例（誓約・同意書）

別記様式第2号（第6条関係）

事業用車両原油価格高騰対策支援金交付申請兼請求に係る誓約・同意書

私は、「木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約及び同意します。

記

1. 交付要件を全て満たしています。
2. 申請書類記載事項及び関係書類等の内容に虚偽はありません。
3. 支援金を受給後、虚偽が判明した場合は支援金を返還します。
4. 木津川市から関係書類等の追加の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 木津川市が必要に応じて住民基本台帳や税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。
6. 木津川市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
7. 木津川市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請兼請求書及び提出書類に掲載された情報を提供されることに同意します。
8. 木津川市に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請兼請求書及び提出書類に掲載された情報を提供されることに同意します。

令和4年 ●月 ●●日

木津川市長 宛て

住 所 木津川市●●●11-22

事業所名（屋号） ●●●●●株式会社

代表者氏名 ●● ▲▲▲

よくあるご質問

(Q-1)

個人事業主で、事業所は市内にあります但し住民票が市内にない場合でも申請できますか？

(A-1)

個人事業主は、令和4年9月1日現在で住民票が市内にある場合に限ります。

(Q-2)

農業と飲食店を営業している場合は申請できますか？

(A-2)

農業従事者は対象外となります。農政課の支援策をご確認ください。

(Q-3)

NPO法人等の団体は中小企業等として、市の給付金の対象となりますか？

(A-3)

必要要件、提出書類等が整う場合、本市の給付金の対象となります。

(Q-4)

京都府の支援金を受けている事業者ですが、運送事業として使用していない車両の申請はできますか？

(A-4)

京都府が実施している補助金は、いわゆる緑ナンバー又は黒ナンバーとなりますが、それ以外の白ナンバーを営業用として使用している場合は本支援金の対象となります。

よくあるご質問

(Q-5)

9月10日に事業を廃業しましたが申請できますか？

(A-5)

9月1日現在、事業を行っており事業用の車両を使用していた場合は申請可能です。ただし、車検証などの書類が揃っている必要があります。

(Q-6)

確定申告書の收受印がない場合はどうすればいいですか？

(A-6)

e-Taxで受付の場合、受信通知を印刷し、添付してください。
その他の場合、納税証明書（その2）又は還付通知書のコピーなど申告の収受が確認できるものを添付してください。
なお、税理士による押印及び署名がなされた書類を提出することで代替することができます。

(Q-7)

振込先口座がネット口座であり、通帳やキャッシュカードがない場合は何を提出すればいいですか？

(A-7)

電子通帳や当座口座など、紙媒体の通帳やキャッシュカードがない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

(Q-8)

申請書には押印が必要ですが、誓約・同意書には押印は省略できますか。

(A-8)

申請書は申請者ご本人（中小企業等にあつては代表者ご本人）が直筆される場合は、押印不要です。それ以外の場合は、押印をお願いします。なお、誓約・同意書は押印省略可能です。

よくあるご質問

(Q-9)

9月1日現在で事業を休止していた場合は交付対象となりますか？

(A-9)

9月1日現在で事業を行っている必要がありますので、休止している場合は交付対象となりません。

(Q-10)

法人ですが本社が木津川市になくても、事業所がある場合は交付対象になりますか？

(A-10)

事業所が木津川市内で、かつ、車両を市内で使用されている場合は交付対象となります。

(Q-11)

今回の支援金は課税の対象ですか？

(A-11)

税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は、必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。詳しくは、税務署、税務課、税理士等へご相談ください。

申請後の流れ

- 1 申請いただいた内容、証拠書類等を確認いたします。
不明な点が発生した場合、記載いただきました連絡先へ連絡させていただきますので、対応をお願いします。
- 2 審査完了後、交付（不交付）決定通知を発送させていただきます。
あわせて、給付日（振込予定日）を記載いたしますので、ご確認ください。
なお交付決定後、1か月程度で指定された口座に振込いたします。
通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

不正受給発覚時の対応

提出された証拠書類等に不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって、不正受給と判断された場合、給付金の返還等を求める場合があります。

《木津川市マチオモイ部 観光商工課》

電話：0774-75-1216（平日 8：30～17：15）

メール：kanko@city.kizugawa.lg.jp

※メールでの申請はできません。

給付金を装った詐欺にご注意ください！